

# 患者の皆さま、 マイナンバーカードで 受付してください ✓

今回お持ちでない方は、次回からご持参ください

一人ひとりの過去の薬剤・診療情報などに基づいたより良い医療が受けられます



## 2024年12月2日以降 従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました

1. 2024年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間です。
2. 2024年12月2日以降、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元にない方には、従来の健康保険証が使えなくなる前に「資格確認書」を順次交付します。
3. カードの券面にある電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナポータルでも確認できます。期限切れの場合は市区町村窓口で再発行してください。
4. 医療機関・薬局の窓口でカードが利用出来ない場合も、適切な自己負担（3割等）のもと、保険診療が受けられますので、安心して受診してください。